

中小企業者等又は中小連結法人が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

別表六(十二) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

供用廃止設備の明細	資	種	1				
		特 定 機 械 等 の 名 称	2				
	産	賃 借 年 月 日	3	平 . .	平 . .	平 . .	
		リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数	4		月	月	
		指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	5	平 . .	平 . .	平 . .	
	分	指 定 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	6	平 . .	平 . .	平 . .	
		指 定 事 業 の 用 に 供 し た 月 数 (6)-(5)	7		月	月	
		リ ー ス 費 用 の 総 額	8		円	円	
	税額相 控除限 度	基 準 リ ー ス 料 $(8) \times \frac{60}{100}$	9				
		税 額 控 除 限 度 額 相 当 額 $(9) \times \frac{7}{100}$	10				
供 用 年 度 の リ ー ス 特 別 控 除 額 (別表六(十三)「5」の供用年度分)		11					
供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算	供用年度後のリース税額控除実施額の計算	(11)に別戻を定ある のり控し受機 う   除のけ械 ちスの適た等 既特取用特が	(35) の 計	12			
			①又は(①+②)	13		(16)の①	(16)の①+②
		(12) + (13)	14				
		供用廃止設備のリース特別控除額相当額 (11)-(14)(マイナスの場合は0)	15				
	供 用 年 度 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (10と15のうち少ない金額)	16	①		②		
	供用年度後のリース税額控除実施額の計算	供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 (別表六(十三)「6」の合計額)	17				
			供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額 (別表六(十三)「8」の供用年度分)	18			
		(17)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額	19				
		供り控設既特取用特が 用   除備に別戻を定あ 年スののり控し受機 度特対う   除のけ械場 の別象ちスの適た等合	(36) の 計	20			
			③又は(③+④)	21		(26)の③	(26)の③+④
(20) + (21)		22					
(17)のうち連結納税の承認を取り消された日前5年以内に開始した各 連結事業年度における繰越税額控除限度超過額の控除実施額	23						
供用廃止設備の繰越税額控除限度超過額控除実施相当額 (17)-(18)-(19)-(22)-(23)(マイナスの場合は0)	24						
(10)-(16)	25						
供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (24と25のうち少ない金額)	26	③		④			
供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (16)+(26)	27						
リース特別控除取戻税	(10) と (27) の う ち 少 な い 金 額	28					
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 $(28) \times \frac{(4)-(7)}{(4)}$	29					
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 の 合 計 額	30			(29)の計		

供用廃止設備の供用年度に指定事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細

特 定 機 械 等 の 名 称	31				計
指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	32	平 . .	平 . .	平 . .	
指 定 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	33	平 . .	平 . .	平 . .	
リ ー ス 費 用 の 総 額	34		円	円	円
供 用 年 度 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	35				
供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	36				
リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (35) + (36)	37				

## 別表六（十二）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する中小企業者等が平成19年改正前の措置法（以下「平成19年旧措置法」といいます。）第42条の6第6項（中小企業者等が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）若しくは平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧措置法」といいます。）第42条の6第6項（中小企業者等が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）の規定等の適用を受ける場合又は中小連結法人が平成19年旧措置法第68条の11第6項（中小連結法人が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）若しくは平成18年旧措置法第68条の11第6項（中小連結法人が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）の規定等の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、供用廃止設備の供用年度の異なるごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載します。

2 「供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算11～27」の各欄は、次により記載します。

(1) 「供用年度のリース税額控除実施額の計算11～16」の各欄は、供用廃止設備の供用年度において平成19年旧措置法第42条の6第3項又は第68条の11第3項（リース税額控除）の規定等により、その供用年度の法人税額又は調整前連結税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係るリース特別控除額相当額を計算します。

イ 「供用年度のリース特別控除額11」には、別表六(十三)の「リースに係るもの5」の供用年度分の金額を記載します。

ロ 「(11)のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた特定機械等がある場合12～14」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において指定事業の用に供した他の供用廃止設備につき、当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。

(2) 「供用年度後のリース税額控除実施額の計算17～26」の各欄は、供用廃止設備の供用年度終了の

日の翌日以後1年以内に終了した事業年度又は連結事業年度において平成19年旧措置法第42条の6第4項又は第68条の11第4項（繰越控除）の規定等により、当該事業年度の法人税額又は当該連結事業年度の調整前連結税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係る繰越税額控除限度超過額控除実施相当額を計算します。

イ 「供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額17」には、別表六(十三)の「前期繰越分に係るもの6」の金額のうち、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後1年以内に終了した事業年度又は連結事業年度に係る金額を記載します。

ロ 「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額18」には、平成19年改正前の措置法令（以下「平成19年旧措置法令」といいます。）第27条の6第13項第2号イ(1)若しくは平成18年改正前の措置法令（以下「平成18年旧措置法令」といいます。）第27条の6第12項第2号イ(1)等又は平成19年旧措置法令第39条の41第12項第2号イ(1)等に規定する供用廃止設備の供用年度における繰越税額控除限度超過額のうち「取得に係るもの」の控除額を記載します。

ハ 「(17)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額19」には、平成19年旧措置法令第27条の6第13項第2号イ(2)若しくは平成18年旧措置法令第27条の6第12項第2号イ(2)等又は平成19年旧措置法令第39条の41第12項第2号イ(2)等に規定する供用廃止設備の供用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度における繰越税額控除限度超過額のうち、供用廃止設備の供用年度後において控除した金額を記載します。

ニ 「供用年度のリース特別控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた特定機械等がある場合20～22」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において指定事業の用に供した他の供用廃止設備につき当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の供用年度後のリース税額控除実施額及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。